

## 鳥取県告示第 53 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成20年3月25日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成20年1月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人倉吉市河北地区スポーツクラブ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

加藤 康彦

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市福庭337

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県体育協会を中心として、倉吉市教育委員会、競技団体等との連携のもと、スポーツ少年団を核とした総合型地域スポーツクラブを育成することにより、地域住民による自主的・自発的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進し、生涯スポーツ社会の実現をはかる。

6 定款の変更事項

名称及び役員の任期